7697　石原ＭＣＰソーダ塩　大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　田中健一

7698　２，４－Ｄ「石原」アミン塩　〃

平成29年７月28日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
10240	カスミンＡ水和剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝

平成29年７月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20861	マックワンフロアブル	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　丸紅株式会社　代表取締役　南晃
20863	ランネート４５ＤＦ	栃木県宇都宮市岩曽町1215番地　宇都宮化成工業株式会社　代表取締役　厨子彰英

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年七月二十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石井　啓一

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

１　品種登録の番号　第26071号

２　品種登録の年月日　平成29年７月７日

３　登録品種の属する農林水産植物の種類

Dianthus caryophyllus L.

４　登録品種の名称　あこがれ

５　育成者権の存続期間　25年

６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

長崎県

長崎県長崎市江戸町２番13号

７　出願公表の年月日　平成26年10月28日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月二十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石井　啓一

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字小副川字大ノ原四一四五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月二十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石井　啓一

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字西谷字黒田上ヲ九四八の二〇、九四八の二一、字上ミ梨子木九四九の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月二十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡早川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十九年七月二十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石井　啓一

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五号から標柱二十号までを順次結んだ線及び標柱五号と標柱二十号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱二十一号から標柱三十二号までを順次結んだ線及び標柱二十一号と標柱三十二号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三十三号から標柱三十八号までを順次結んだ線及び標柱三十三号と標柱三十八号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱三十九号から標柱四十九号までを順次結んだ線及び標柱三十九号と標柱四十九号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱五十号から標柱五十五号までを順次結んだ線及び標柱五十号と標柱五十五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県鹿島市大字山浦字浄土丁二二四三の一、丁二二四三の一六、丁二二四三の二一、丁二二四三の一四地先、丁二二四三の一六地先、丁二二四三の一九地先

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）